

当 座 預 金

(平成24年 9月 3日現在)

商品名	・当座預金	
販売対象	・法人および個人の方 ただし、当座預金開設には当金庫の審査があります	
期間	・期間の定めはありません	
預入	預入方法	・随時預入
	預入金額	・1円以上
	預入単位	・1円単位
払戻方法	・小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合に支払います	
利息	適用金利	・無利息
	利払方法	—
	計算方法	—
税金	—	
手数料	・手形用紙、小切手用紙の発行については別途手数料が必要です(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)	
付加できる特約事項	—	
中途解約時の取扱い	—	
金利情報の入手方法	—	
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話：7リ-ダ イル0120-173017)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室また全国しんきん相談所(9時～17時電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	
その他参考となる事項	・この預金は預金保険の対象となり、預金保険制度により全額が保護されます	